

中之条町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、町内産業の活性化及び雇用の促進を図るため、住宅の改築、増築工事又は住宅の機能向上のための補修、改造若しくは設備改善（以下「リフォーム工事」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、中之条町補助金等に関する規則（平成22年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。

(2) 併用住宅 建築物に個人住宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物をいう。

(3) 町内業者 町に法人町民税を納付し、かつ、町内に事業所を有している法人及び町内で営業する個人事業者で、見積書、契約書、領収書等を町内の事業所で発行できる事業者を言う。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

(1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民台帳に記録されていること。

(2) 世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。

(3) リフォーム工事について、町で実施している他の制度による助成金等を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（第6条に規定する交付決定前に着手した工事は除く）は、工事金額（消費税及び地方消費税は除く。以下同じ。）が20万円以上のリフォーム工事とする。ただし、併用住宅のリフォーム工事については、個人住宅部分を補助対象とし、非個人住宅部分の床面積の割合で按分し工事金額を算出する。

2 補助金の額は、リフォーム工事に要した工事金額の100分の10に相当する金額（当該金額30万円を超えるときは、30万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、町外業者によりリフォーム工事を行った場合の補助金の額は、リフォーム工事に要した工事金額の100分の2.5に相当する金額（当該金額10万円を超えるときは、10万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中之条町住宅リフォーム補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真

(2) 住宅のリフォーム工事内容を明らかにする図面

(3) リフォーム工事見積書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中之条町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請)

第7条 申請者は、第5条の規定により交付申請した内容を変更し、又はリフォーム工事を中止若しくは廃止しようとするときは、中之条町住宅リフォーム補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)に、第5条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、中之条町住宅リフォーム補助金変更(中止・廃止)承認通知書(別記様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 申請者は、リフォーム工事が完了した後、速やかに中之条町住宅リフォーム補助金実績報告書兼請求書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真

(2) リフォーム工事の領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する。

3 この要綱に基づく補助金の交付は、当該住宅について1度限りとする。ただし、前項の規定による補助金の交付を受けた後、1年を経過した者で特に町長が認めた場合は、この限りではない。

(調査)

第9条 町長は必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(中之条町住宅リフォーム補助金交付要綱の廃止)

2 中之条町住宅リフォーム補助金交付要綱(平成16年中之条町告示第113号)は、廃止する。

附 則(平成22年9月30日告示第133号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第28号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月22日告示第62号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第41号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月23日告示第44号)

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。